

戦後75年となる憲法記念日は、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言下で迎えた。「緊急事態条項」の必要性を訴えて憲法改正論議に結び付ける発言が安倍晋三首相から続くが、改憲実現は容易ではない。ただ、安倍政権はこれまで閣議決定を駆使し、改憲せずに解釈を変えて「骨抜き」にもしてきた。新型コロナウイルスでもなし崩し的に現状を変えないか、専門家は危機感をあらわにする。

# なし崩し的「改変」懸念

## ▽強行

「2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと（3年前に）申し上げましたが、残念ながらいまだその実現に至っておりません」。安倍首相は3日の改憲派の会合に寄せたビデオメッセージでこう述べた。改憲の機運は相変わらず高まらず、4月の共同通信の世論調査では改憲を肯定する人が61%を占めたものの、現政権下での改憲には58%が反対した。

有権者の慎重姿勢は、政権に対し感じる危うさの表れとも言える。安倍首相は在任期間中、改憲はできなくとも、憲法や法律の解釈を変えざる手法で実質的な改変を繰り返してきた。

## 改憲論議巡り専門家

14年には、憲法9条が許容する「必要最小限度の範囲を超える」として歴代内閣が禁じてきた集団的自衛権行使を認めた。多くの憲法学者が「憲法違反」と指摘する中、9条の解釈変更を閣議決定。翌年には安全保障関連法成立を強行した。

## ▽崩壊

最近では今年1月、突如として東京高検検事長の定年を閣議決定で延長した。野党は過去の国会答弁を取り上げて違法性を指摘したが、首相は「法解釈を変更した」と押し切った。九州大の南野森教授（憲法学）は「解釈を自由に変えることができると、法の支配の崩壊につながる。非常に危うい手法」と批判するが、言うのはただ「

## 首相、解釈変更繰り返す

安倍政権の主な閣議決定	
2014年4月1日	武器や関連技術の輸出を基本的に禁じてきた「武器輸出三原則」を47年ぶりに全面的に見直し、新たな輸出ルール「防衛装備移転三原則」を閣議決定
7月1日	従来の憲法解釈を変更し、自国が攻撃を受けていなくても他国への攻撃を実力で阻止する集団的自衛権の行使を容認すると閣議決定
15年5月14日	集団的自衛権行使を可能とする安全保障関連法案を閣議決定。同年9月成立
16年11月15日	南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣する陸上自衛隊に、安保関連法に基づく新任務「駆け付け警護」付与を閣議決定
19年12月27日	海上自衛隊の中東派遣を閣議決定。防衛相の命令だけで実施できる防衛省設置法の「調査・研究」に基づく初の海外への長期派遣
20年1月31日	黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定

## ▽違和感

新型コロナウイルスで自民党が改憲の糸口として照準を合わせたのが緊急事態条項だ。緊急事態宣言と似た名称だが、中身は異なる。外出自粛や休業要請にとどまる宣言に対し、自民党草案によると、条項は政府に強大な権限を与える規定。国会を経由せずに法律と同等の命令を出せる。

自民党議員からは「条項があれば強制力を持った法律をつくれる」などと、改憲で事態が好転するかのような発言が相次ぐ。安倍首相も国会で緊急事態条項について問われ「憲法にどう位置付けるかは、極めて重く大切な課題だ」と応じた。しかし、東京立大の木村草太教授（憲法学）は「内閣に独裁権を与える緊急事態条項が役立つわけではない」と強調。ウイルスの特性に合わせた法律にするのが最も重要と指摘し、首相発言には「火事場泥棒的な対応で適切でない」と問題視した。有馬さんも感染拡大で改憲を後押しする兆候に違和感を抱く。「憲法が古くなったものか、今も十分通用するかは、平時にしっかり議論すべきだ」